

議案第二百二十二号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

第九条 令和二年一月一日から同年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）に退職し、第六条第一項及び第七条第一項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年港区条例第 号。以下「一部改正給与条例」という。）及び港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年港区条例第 号。以下「一部改正幼稚園教育職員給与条例」という。）による改正がなかつた

ものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。

2 特定期間に退職し、第七条の四第一項の規定の適用を受ける者（同項各号の規定により、第五条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、一部改正給与条例及び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

3 特定期間に退職し、第九条第二項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第五条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説 明）

特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給料月額を引き下げることに伴い、退職手当に係る経過措置を定めるため、本案を提出いたします。